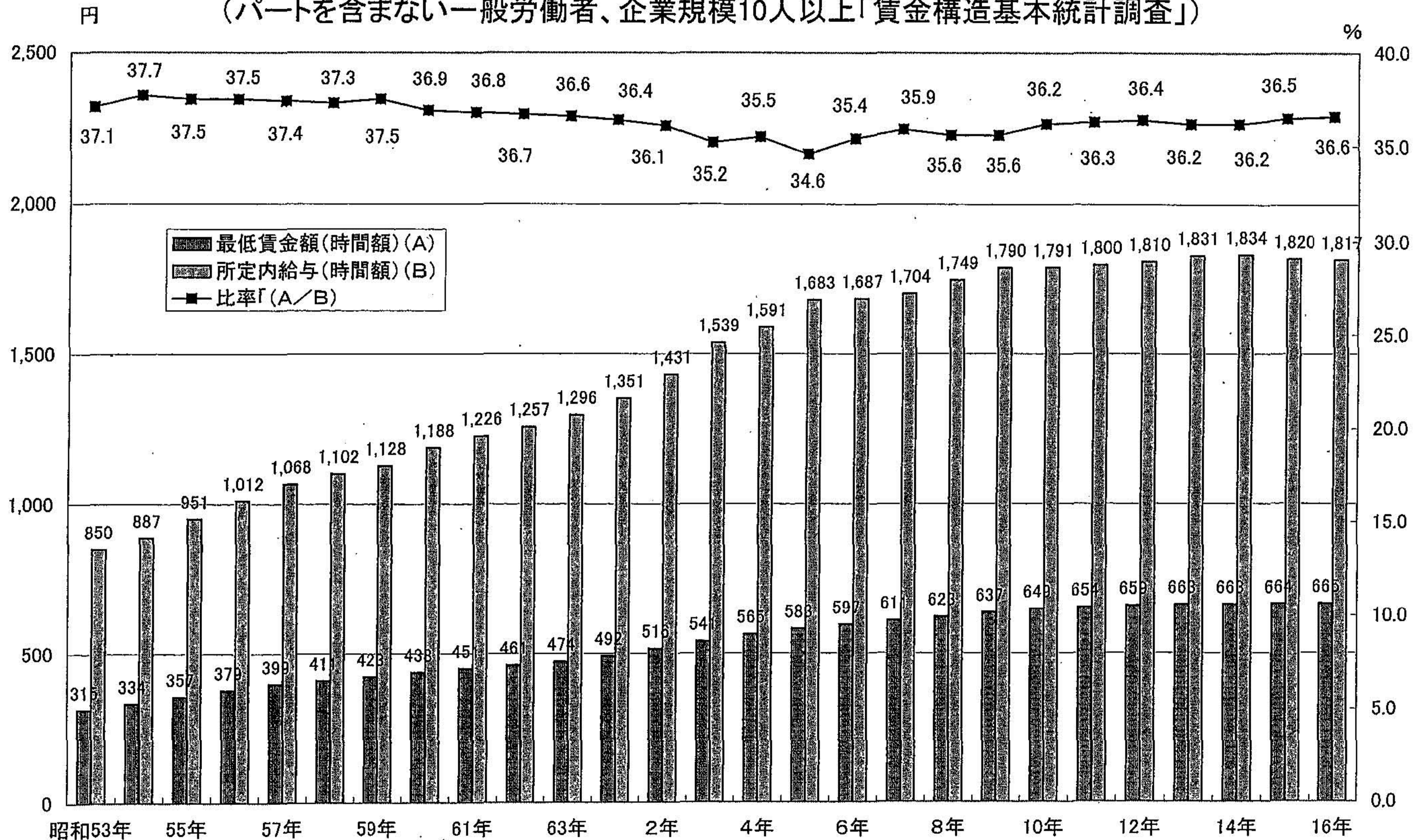


地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移  
 (パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

注2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。